

厚生労働大臣の定める揭示事項

《当院は中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です》

保険医療機関及び保険医は療養担当規則に沿って療養の給付を行います。
患者負担による付添い看護は行っておりません。

《診療日及び診療時間》

月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 土日祝 休み

《入院時食事療養について》

当院では入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

《次の施設基準に適合している旨の届出を行っています》

基本診療料

・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2（外来）（入院）	・ 医療安全対策加算 1
・ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1	・ 感染対策向上加算 2
・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料	・ 患者サポート体制充実加算
・ 歯科外来診療医療安全対策加算 2	・ 身体的拘束最小化推進体制加算
・ 歯科外来診療感染対策加算 4	・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
・ 一般病棟入院基本料	・ 病棟薬剤業務実施加算 1
・ 療養病棟入院基本料	・ データ提出加算
・ 障害者施設等入院基本料	・ 入退院支援加算
・ 診療録管理体制加算 1	・ 認知症ケア加算
・ 特殊疾患入院施設管理加算	・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
・ 療養環境加算	・ 排尿自立支援加算
・ 療養病棟療養環境加算 1	・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
・ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1	・ 地域包括ケア病棟入院料 2 及び地域包括ケア入院医療管理料 2
・ 栄養サポートチーム加算	・ 特殊疾患病棟入院料 1

特掲診療料

・ 二次性骨折予防継続管理料 2、3	・ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
・ 薬剤管理指導料	・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
・ 医療機器安全管理料 1	・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・ 歯科治療時医療管理料	・ がん患者リハビリテーション料
・ 特別管理加算	・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
・ 口腔機能実地指導	・ 歯科技工士連携加算 1
・ 在宅患者歯科治療時医療管理料	・ 光学印象
・ 在宅療養後方支援病院	・ C A D / C A M 冠及び C A D / C A M インレー
・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	・ 3 次元プリント有床義歯
・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算	・ 胃瘻造設術
・ 遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準	（医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術）
・ 検体検査管理加算（Ⅰ）	・ 輸血管理料Ⅱ
・ 検体検査管理加算（Ⅱ）	・ 輸血適正使用加算
・ ヘッドアップティルト試験	・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・ 神経学的検査	・ 歯周組織再生誘導手術
・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	・ クラウン・ブリッジ維持管理料
（アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合又は P S M A イメージング剤を用いた場合を除く）	・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
（アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合に限る）	・ 入院ベースアップ評価料（59）
・ C T 撮影及び M R I 撮影	・ 歯科技工所ベースアップ支援料
・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・ 酸素の購入単価
・ 無菌製剤処理料	